

人事行政の運営等の状況

平成 25 年 4 月

兵庫県小野市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
	(1) 職員の任免の状況	
	(2) 部門別職員数の状況	
	(3) 職員年齢別構成の状況	
	(4) 職員数の推移	
2	給与の抑制措置の取組状況	5
	(1) 給与の抑制措置の内容	
	(2) 普通会計人件費の推移	
3	職員の給与の状況	6
	(1) 人件費の状況（普通会計決算）	
	(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）	
	(3) ラスパイレス指数の状況	
	(4) 一般行政職給料表の状況	
	(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
	(6) 職員の初任給の状況	
	(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
	(8) 一般行政職の級別職員数の状況	
4	職員手当等の状況	11
	(1) 職員手当の状況	
	(2) 特別職の報酬等の状況	
5	公営企業職員等の状況	16
	(1) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況	
	(2) 病院事業会計職員の給与の状況	
6	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	27
	(1) 職員の勤務時間	
	(2) 休暇	
	(3) 育児休業	
7	職員の分限及び懲戒処分の状況	29
	(1) 分限処分	
	(2) 懲戒処分	
8	服務上の義務	29

9	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	30
	(1) 職員研修実施状況	
	(2) 職員研究発表会	
	(3) ハートフルサービス評価制度	
	(4) 勤務成績の評定の状況	
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	35
	(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況	
	(2) 公務災害の状況	
	(3) 職員互助会の状況	
	(4) 利益の保護	
11	職員の競争試験及び選考の状況	36
	(1) 平成23年度実施の採用試験の結果及び内容	
	(2) 平成24年度実施の採用試験の結果及び内容	

人事行政の運営等の状況を公表します

小野市では、平成17年3月に「小野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。

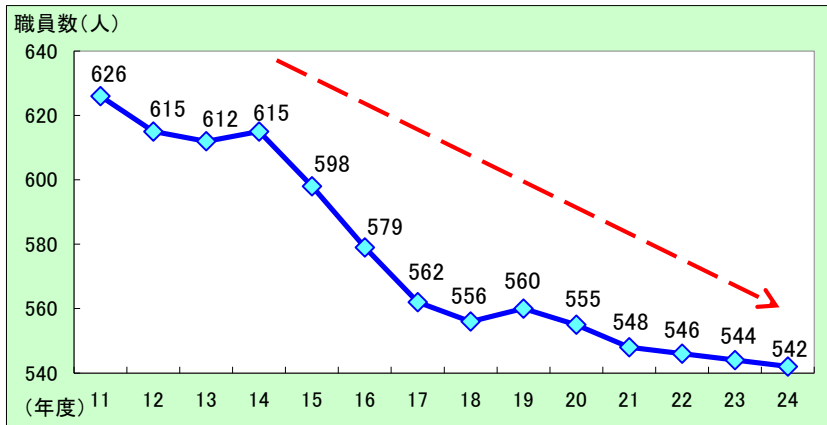
この条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を市民のみなさまにお知らせし、より一層の人事行政の公平性と透明性の確保に努めてまいります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

本市では、新規採用の抑制、民間委託の導入等により定員の適正化に努め、コスト削減及び効率性の確保に取り組んできました。

その結果、正規職員数は、平成11年度と平成24年度を比較すると **84人減** となります。

● 市全体職員数推移

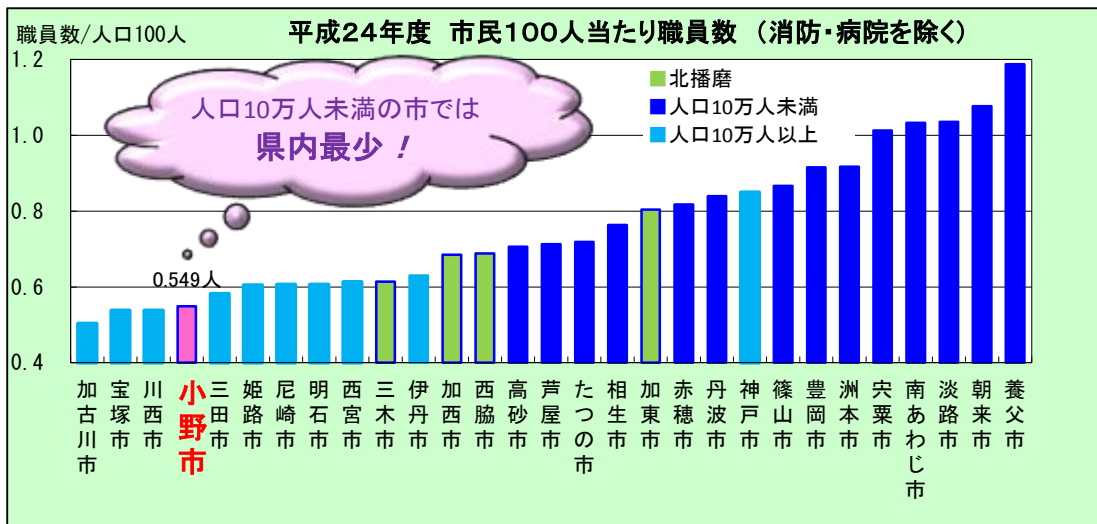


※ 職員数は、各年度4月1日現在の小野市職員定数条例で定める正規職員数です。
(一般事務職員のほか、消防職員、医療職員等も含まれます。)

また、次のグラフは、平成24年4月1日現在の市民100人当たりの職員数（配置基準のある消防や病院勤務の職員を除いた職員数。）を示したものです。

人口10万人未満の市では県内最少の職員数となっています。

(平成20年度までは県内29市全ての中で最少)



なお、平成23年度における職員の任免状況及び職員数に関する状況は、以下に示すとおりです。

(1) 職員の任免の状況（平成23年4月～平成24年3月）

① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	9人	0人	9人
消防職	0人	1人	1人
技能労務職	0人	0人	0人
医師	4人	2人	6人
医療技術職	1人	0人	1人
看護師	0人	12人	12人
その他教育職	1人	0人	1人
計	15人	15人	30人

※ 「その他教育職」の1人は、県からの割愛採用によるものです。

② 昇格・昇任

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。

平成23年度中の行政職（一般行政職及び消防職）における各役職への昇格・昇任は、右表のとおりです。

役職区分	男	女	計
技監・理事級	1人	0人	1人
部長級	3人	0人	3人
次長・参事級	6人	0人	6人
課長級	7人	2人	9人
課長補佐級	8人	0人	8人
係長級	8人	2人	10人
主務級	8人	0人	8人
非役職者	10人	6人	16人
計	51人	10人	61人

③ 降格・降任

降格とは、職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することであり、降任とは、現在の職より下位の職に任命されることです。職員本人の希望による降格・降任と分限処分としての本人の意に反する降格・降任があります。

平成23年度中の行政職（一般行政職及び消防職）における各役職への降格・降任は、右表のとおりです。

役職区分	男	女	計
部長級	0人	0人	0人
次長・参事級	0人	0人	0人
課長級	0人	0人	0人
課長補佐級	0人	0人	0人
係長級	0人	0人	0人
主務級	0人	0人	0人
非役職者	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

④ 退職

職種区分	定年	勸奨	自己都合	死亡	計
一般行政職	5人	1人	4人	0人	10人
消 防 職	1人	0人	0人	0人	1人
技能労務職	2人	0人	1人	1人	4人
医 師	0人	0人	4人	0人	4人
医療技術職	0人	0人	0人	0人	0人
看 護 師	0人	2人	9人	0人	11人
教 育 職	0人	0人	1人	0人	1人
計	8人	3人	19人	1人	31人

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

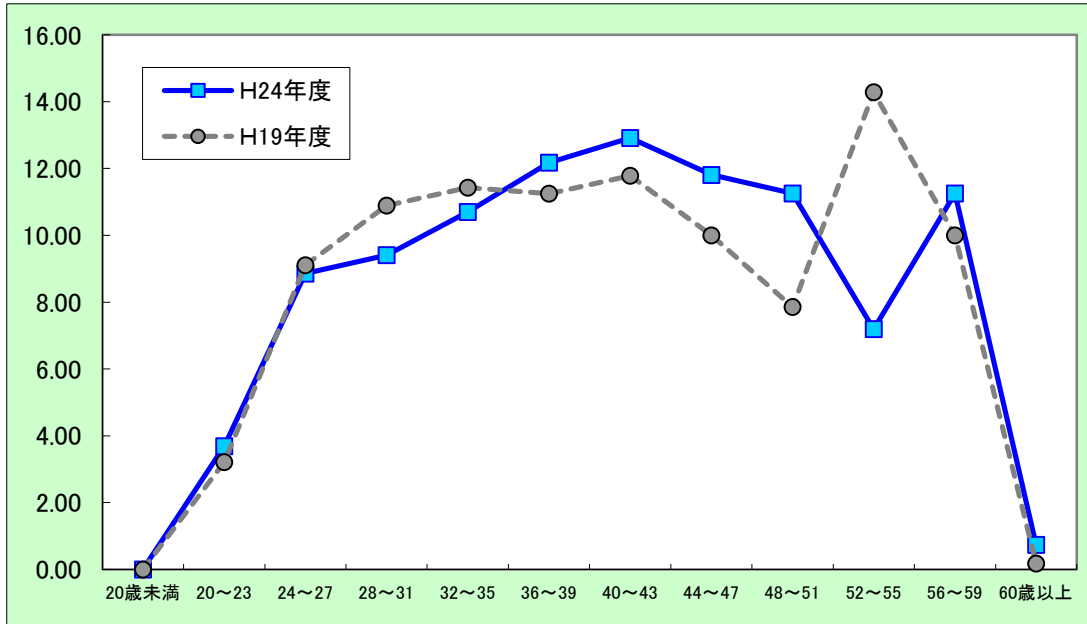
部 門	区 分	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由	
		平成 23年度	平成 24年度			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	4人	3人	△1人	業務の終了（地域市議会議長会事務局）
		総務企画	60人	59人	△1人	業務の終了・効率化
		税 務	17人	17人	0人	
		民 生	34人	32人	△2人	福祉業務の効率化、退職者不補充
		衛 生	23人	22人	△1人	退職者不補充
		農林水産	15人	13人	△2人	業務の統廃合（特産品開発）
		商 工	4人	7人	3人	業務の統廃合・充実（観光）
		土 木	31人	30人	△1人	業務の統廃合（公園管理）
	小 計	188人	183人	△5人	〈参考：平成24年〉 人口1万人当たり職員数 36.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.00人)	
	教 育	54人	52人	△2人	退職者不補充	
消 防	64人	63人	△1人			
普通会計部門 小 計	306人	298人	△8人	〈参考：平成24年〉 人口1万人当たり職員数 59.92人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.57人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	199人	206人	7人	医療充実（医療職充実・新病院派遣職員）	
	水 道	13人	13人	0人		
	下 水 道	4人	4人	0人		
	そ の 他	22人	21人	△1人	退職者不補充	
	小 計	238人	244人	6人		
合 計	544人	542人	△2人			

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含んでいますが、再任用短時間勤務職員及び臨時・非常勤職員等は除いています。

(3) 職員年齢別構成の状況（平成24年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	20人	48人	51人	58人	66人	70人	64人	61人	39人	61人	4人	542人

年齢別職員構成比（%）



(4) 職員数の推移

部門 年度	普通会計				公営企業等会計			総合計	消防・病院を除く計
	一般行政	教育	消防	計	病院	病院以外	計		
平成11年度	246人	77人	60人	383人	186人	57人	243人	626人	380人
平成14年度	243人	79人	62人	384人	178人	53人	231人	615人	375人
平成19年度	204人	62人	63人	329人	190人	41人	231人	560人	307人
平成20年度	195人	59人	64人	318人	195人	42人	237人	555人	296人
平成21年度	192人	57人	64人	313人	194人	41人	235人	548人	290人
平成22年度	190人	56人	64人	310人	198人	38人	236人	546人	284人
平成23年度	188人	54人	64人	306人	199人	39人	238人	544人	281人
平成24年度	183人	52人	63人	298人	206人	38人	244人	542人	273人
過去5年間の増減	人数 △21人 率 △10.3%	人数 △10人 率 △16.1%	人数 0人 率 0.0%	人数 △31人 率 △9.4%	人数 16人 率 8.4%	人数 △3人 率 △7.3%	人数 13人 率 5.6%	人数 △18人 率 △3.2%	人数 △34人 率 △11.1%
過去10年間の増減	人数 △60人 率 △24.7%	人数 △27人 率 △34.2%	人数 1人 率 1.6%	人数 △86人 率 △22.4%	人数 28人 率 15.7%	人数 △15人 率 △28.3%	人数 13人 率 5.6%	人数 △73人 率 △11.9%	人数 △102人 率 △27.2%
平成11年度からの増減	人数 △63人 率 △25.6%	人数 △25人 率 △32.5%	人数 3人 率 5.0%	人数 △85人 率 △22.2%	人数 20人 率 10.8%	人数 △19人 率 △33.3%	人数 1人 率 0.4%	人数 △84人 率 △13.4%	人数 △107人 率 △28.2%

※ 各年度における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数を記載しています。

2 給与の抑制措置の取組状況

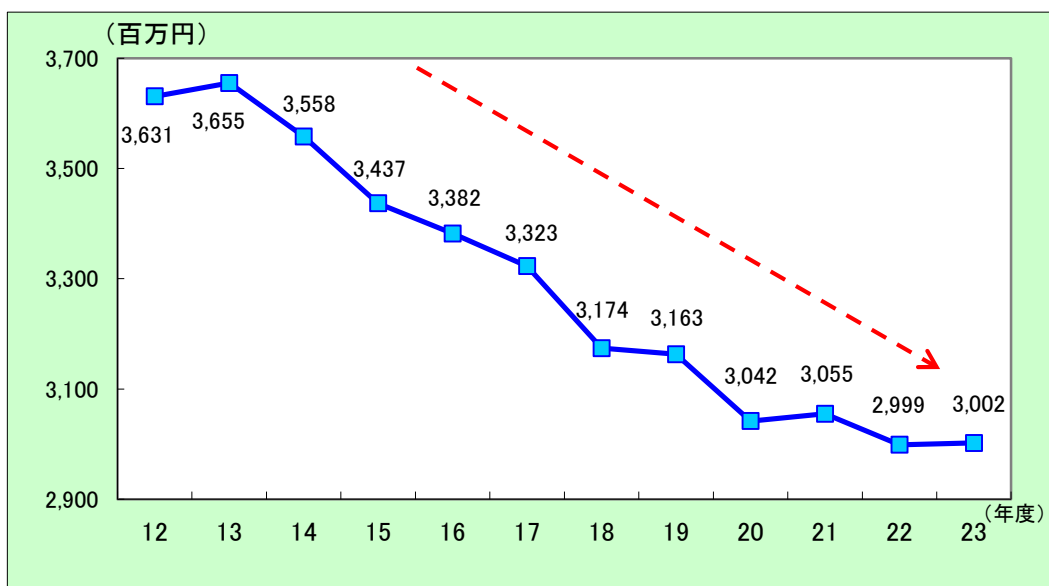
本市では、定員の適正化のほか、諸手当を含む給与制度の見直しを行い、給与の抑制に取り組んでいます。最近の抑制措置は次のとおりです。

なお、行財政改革における人事制度改革での削減効果は、平成11年度から平成23年度までの13年間で**約67億円**となっています。

(1) 給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の改正 (2km未満廃止、10km未満引下げ) 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額 市長△10% 助役△7% 収入役・教育長△5%
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 55歳を超える職員の昇給停止 (標準成績以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額(継続)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 調整手当の改正(手当率6%→5%に引下げ) 定年退職時特別昇給の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額(継続)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員互助会への公金支出の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額(継続)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料表の見直し(平均4.5%引下げ) 55歳を超える職員の昇給抑制(停止→抑制) 調整手当(地域手当)の廃止 勤勉手当への成績率導入 特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止(18→5手当に削減) 	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当の減額(継続) 市長のみ△10%
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当を定額化に改正 退職勧奨制度の改正 査定昇給の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額引下げ 市長・収入役△1.3% 副市長△3.8%
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 勸奨退職時特別昇給の廃止 	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料表の見直し(平均0.2%引下げ) 現給保障額の引下げ(△0.24%) 	
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料表の見直し(平均0.1%引下げ) 現給保障額の引下げ(△0.17%) 55歳を超える管理職の給与の減額 (給料、管理職・期末・勤勉手当等△1.5%) 	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料表の見直し(平均0.23%引下げ) 現給保障額の引下げ(△0.49%) 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 現給保障額の半減 55歳を超える職員の昇給停止(標準成績以下) (標準成績超は昇給幅縮減) 昇格時の給料増加額の縮減 管理職手当の見直し(主幹の引下げ等) 	
平成25年度 (平成24年12月 公布分まで)	<ul style="list-style-type: none"> 現給保障額の廃止 住居手当(持家)の廃止 	

(2) 普通会計人件費の推移



※1 普通会計とは、水道、市民病院などの企業会計を除いたものです（以下同じ）。

※2 上記人件費は、普通会計決算統計における数値です。

※3 上記人件費には、投資的経費に係る人件費は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A
平成 23年度	49,791人	18,868,071千円	352,944千円	3,095,601千円	16.4%
平成 22年度	49,902人	18,431,042千円	278,827千円	3,088,517千円	16.8%

※ 人件費には、市長や市議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。また、投資的経費に係る人件費も含んでいます。

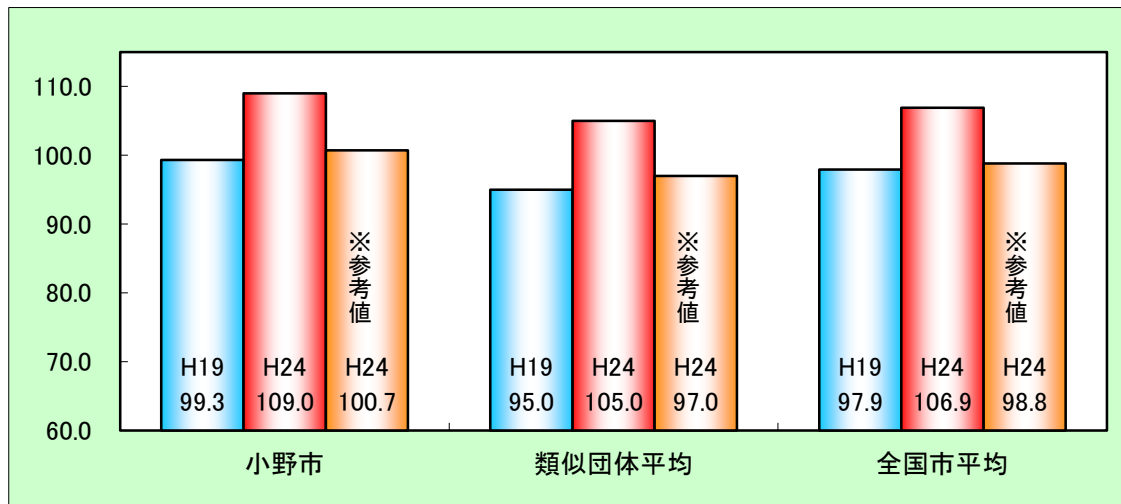
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体 平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	316人	千円 1,235,592	千円 262,001	千円 442,768	千円 1,940,361	6,140千円	5,863千円
平成 22年度	318人	千円 1,265,752	千円 260,065	千円 455,972	千円 1,981,789	6,232千円	5,769千円

※1 職員手当に退職手当は含まれていません。

※2 職員数は、各年度4月1日現在の人数です。（再任用職員・再任用短時間勤務職員を含む。）

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

【参考】

地域手当補正後ラスパイレス指数（国減額措置後） 109.0

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（平成24年4月1日現在における本市と国基準の支給率により算出したもの）

(4) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	円 135,600	円 161,600	円 185,800	円 230,200	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200
最高号給の給料月額	円 243,700	円 307,800	円 354,700	円 359,800	円 395,800	円 408,400	円 430,400	円 465,200

※ 給料月額は、減額措置を行う前のものです。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(B)	
一般行政職	小野市	43.3歳	340,442円	421,782円	379,117円	
	兵庫県	44.1歳	338,200円	427,386円	—	
	国	減額前	42.8歳	329,917円	—	401,789円
		減額後		304,944円	—	372,906円
	類似団体	43.5歳	327,709円	376,378円	352,805円	
技能労務職	小野市	51.1歳	341,038円	370,295円	353,834円	
	兵庫県	清掃職員	53.7歳	351,863円	378,919円	361,988円
		学校給食員	49.6歳	331,900円	352,120円	340,309円
		学校校務員	52.1歳	335,300円	365,948円	355,425円
		その他	50.3歳	345,133円	386,775円	362,411円
	兵庫県	51.7歳	332,200円	398,136円	—	
	国	減額前	49.7歳	285,030円	—	323,181円
		減額後		270,465円	—	307,506円
	類似団体	49.6歳	304,275円	325,815円	315,213円	
	医師職	小野市	46.8歳	484,294円	1,043,710円	653,290円
国		減額前	50.2歳	492,913円	—	820,695円
		減額後		455,222円	—	775,210円
類似団体		48.3歳	519,981円	1,245,840円	687,970円	
医療技術療職	小野市	42.6歳	338,223円	418,472円	358,258円	
	国	減額前	44.6歳	309,588円	—	350,029円
		減額後		290,608円	—	329,579円
看護職	小野市	34.5歳	289,889円	344,493円	302,656円	
	国	減額前	45.7歳	313,617円	—	342,896円
		減額後		298,203円	—	326,642円
	類似団体	40.5歳	301,335円	348,367円	312,166円	
消防職	小野市	39.5歳	323,617円	395,375円	360,962円	
	類似団体	38.8歳	295,383円	352,939円	321,113円	
教育職		51.1歳	439,031円	544,381円	532,406円	

※1 「平均給料月額」は、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

※2 「平均給与月額 A」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。

※3 「平均給与月額 B」は、国が公表する国家公務員の平均給与月額に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため同じベースで再計算したものです。

※4 一般行政職とは、税務職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものです。

※5 教育職には、小学校、中学校勤務の教諭は含まれていません。

※6 国の欄における金額は、それぞれ平成24年度から実施されている給与改定特例法による減額措置前（減額前）と減額措置後（減額後）のものです。

【参考 1】民間の類似職種の給与（平成 24 年 4 月 1 日現在）

本市職種	民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額	本市類似職種との平均給与月額比	年収ベース	本市類似職種との年収ベース比
清掃職員	廃棄物処理従業員	44.7	288,200 円	0.82	3,989,200 円	0.70
学校給食員	調理士	42.5	262,700 円	0.79	3,562,300 円	0.67
学校校務員	用務員	53.5	206,600 円	0.62	2,861,400 円	0.53

※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む）を使用しています。（平成 21 年～23 年の 3 年平均）

※ 2 民間の類似職種との比較にあたり、従業員規模、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 3 年収ベースのデータは、平均給与月額を 1.2 倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本市職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

【参考 2】役職段階別の平均給料月額（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額
行政職	管理職	54.8 歳	425,437 円
	課長補佐、係長級	46.8 歳	372,861 円
	主務以下	33.5 歳	260,411 円
消防職	管理職	55.3 歳	421,400 円
	課長補佐、係長級	45.2 歳	375,241 円
	主務以下	33.4 歳	278,676 円
医療技術職	管理職	51.8 歳	411,540 円
	技師長補佐	48.2 歳	380,118 円
	主任以下	35.5 歳	283,060 円
看護職	管理職	47.3 歳	389,469 円
	看護主任	43.0 歳	343,308 円
	上記以外	32.0 歳	271,629 円

※ 「平均給料月額」は、平成 24 年 4 月 1 日現在における各区分の職員の基本給の平均額です。

(6) 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		小野市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	174,330 円 (178,800 円)	[一般職] 163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	149,800 円	140,888 円 (144,500 円)	[一般職] 133,418 円 (140,100 円)

※ 1 兵庫県の（ ）内は、兵庫県における減額措置前の金額です。

※ 2 国の（ ）内は、給与改定特例法による減額措置前の金額です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	264,443 円	307,475 円	356,500 円
	高校卒	230,200 円※	267,700 円※	310,600 円※
技能労務職	高校卒	222,900 円※	260,100 円※	304,200 円※
消 防 職	大学卒	281,000 円	321,900 円	341,667 円

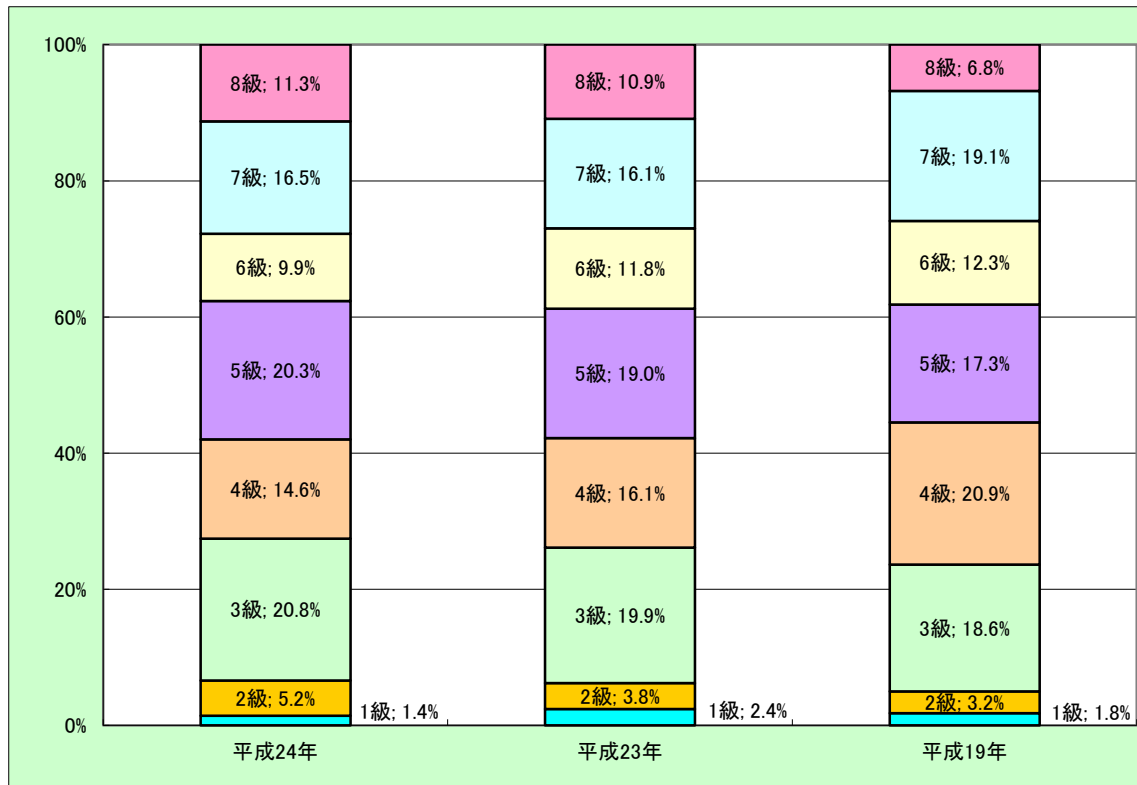
※ 該当する職員が在職していないため、モデルケースを表示しています。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容		部長 参事	課長 主幹	課長補佐 副主幹	係長 主査	主務	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	
職員数 (人)		24	35	21	43	31	44	11	3	212
構成比 (%)		11.3	16.5	9.9	20.3	14.6	20.8	5.2	1.4	100.0
参 考	平成 23 年 4 月 1 日の 職員数、 構成比	23	34	25	40	34	42	8	5	211
		10.9	16.1	11.8	19.0	16.1	19.9	3.8	2.4	100.0
	平成 19 年 4 月 1 日の 職員数、 構成比	15	42	27	38	46	41	7	4	220
		6.8	19.1	12.3	17.3	20.9	18.6	3.2	1.8	100.0

※ 1 小野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務（役職）です。



※ 昇給への勤務成績の反映状況は、「9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」に記載しています。

4 職員手当等の状況

(1) 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	内 容			
	(平成23年度の支給割合)			
		小 野 市	兵 庫 県	国
	期末手当	2.60月分 (1.45月分)	小野市と同じ	小野市と同じ
	勤勉手当	1.35月分 (0.65月分)		
	計	3.95月分 (2.10月分)		
	加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
23年度支給実績	1人当たり平均支給額 ※ 1,473千円	1人当たり平均支給額 1,752千円	—	
※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。 ※ 小野市においては、55歳を超える管理職（医師を除く）の支給に対して、平成22年12月期から△1.5%の減額措置を実施しています。				

※ 勤勉手当への勤務実績の反映状況は、「9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」に記載しています。

退職手当	内 容				
	(平成23年4月1日現在)				
		小 野 市		国	
	支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
	退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし		原則として特別昇給なし	
平成23年度の支給実績					
	支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額		
	362,962千円	28人	12,963千円		
※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度中に退職した職員に支給された平均額です。(兵庫県市町村職員退職手当組合が支給)					

時間外勤務手当	内 容		
	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。		
		23年度普通会計決算	22年度普通会計決算
	支給実績	82,217千円	81,643千円
職員1人当たり平均支給年額	260千円	257千円	

特殊勤務手当	内 容		
	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。		
		23年度普通会計決算	22年度普通会計決算
	支給実績	219千円	110千円
	支給対象職員数	80人	26人
	職員1人当たり平均支給年額	2,748円	4,231円
職員全体に占める支給職員の割合			
25.3%			
2.2%			
※ 特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行い、その趣旨に合わない手当を平成18年度から廃止しました。			
※ 特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」のとおりです。			

特殊勤務手当一覧表

手 当 名	具体的内容・支給対象職員	支 給 額																
感染症防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症の防疫業務に従事した職員	日額 400円																
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人、引取者のない死亡人等の取扱いに従事した職員	日額 1,500円																
災害応急作業手当	災害対策本部若しくは水防本部の指示又は市長の命令による災害応急作業に従事した職員で、屋外の防災作業、救助又は避難者の誘導に従事した場合	日額 1,000円 ただし、従事した時間が4時間未満の場合は600円																
夜間看護手当	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において、行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務4時間以上 1回 3,300円																
		深夜勤務2時間以上4時間未満 1回 2,900円																
		深夜勤務2時間未満 1回 2,000円																
医師に支給する手当	医師手当	病院に勤務する医師 月額 給料の30%																
	救急業務手当	管理職である医師が、正規の勤務時間を超えて救急業務に従事した場合 2時間につき、6,000円以内																
	研究手当	病院に勤務する医師																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後年数</th> <th>支給額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6年</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>7～8年</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>9～10年</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>11～12年</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>14～15年</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>16年以上</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得後年数	支給額(月額)	5～6年	60,000円	7～8年	70,000円	9～10年	80,000円	11～12年	90,000円	13年	100,000円	14～15年	110,000円	16年以上	120,000円
医師免許取得後年数	支給額(月額)																	
5～6年	60,000円																	
7～8年	70,000円																	
9～10年	80,000円																	
11～12年	90,000円																	
13年	100,000円																	
14～15年	110,000円																	
16年以上	120,000円																	

扶養手当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容	
	扶養親族のある職員に支給されます。 (平成24年4月1日現在)			国の制度と同じ	
			配偶者の有無		
			有		無
配 偶 者		13,000 円			
その他の 扶養親族	1 人目	6,500 円	11,000 円		
	2 人目以降	6,500 円	6,500 円		
※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算					
平成24年4月分の支給実績 (普通会計)					
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額		
4,626千円	210人	70.7%	22,029円		

通勤手当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員 (通勤距離が片道2km以上) に支給されます。 (平成24年4月1日現在)			国の制度と同じ
	交通機関等の利用者	定期券等の価額 (6か月定期) により支給 (1か月当たり55,000円を限度)		
	自動車等の利用者	2km以上5km未満	2,000円	
5km以上10km未満		4,100円		
10km以上15km未満		6,500円		
15km以上20km未満		8,900円		
20km以上25km未満		11,300円		
25km以上30km未満		13,700円		
30km以上35km未満		16,100円		
35km以上40km未満		18,500円		
40km以上45km未満		20,900円		
45km以上50km未満		21,800円		
50km以上55km未満		22,700円		
55km以上60km未満	23,600円			
60km以上	24,500円			
平成24年4月分の支給実績 (普通会計)				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
1,054千円	222人	74.7%	4,747円※	
※ 交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものと計算しています。				

住居手当	内 容			国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。 (平成24年4月1日現在)			異なる 借家居住者にのみ支給
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円		
	持家居住者	3,000円		
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円		
	平成24年4月分の支給実績（普通会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,600千円	213人	71.7%	7,513円

管理職手当	内 容		
	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 (平成24年4月1日現在)		
	職 種	支 給 額	
	行政職給料表 8級	技監、理事	100,000円
		部長又はこれに相当する職	95,000円
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円
		参事又はこれに相当する職	78,000円
	行政職給料表 7級	特命課長又はこれに相当する職	73,000円
		課長又はこれに相当する職	68,000円
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円
		主幹又はこれに相当する職	50,000円
	医療職給料表(1) 3級	病院長	120,000円
	医療職給料表(1) 2級	副院長	100,000円
		部長	90,000円
	医療職給料表(2) 7級	医長	60,000円
		薬局長、技師室長又はこれに相当する職	75,000円
	医療職給料表(2) 6級	薬剤長、技師長	60,000円
		副薬剤長、副技師長	50,000円
	医療職給料表(3) 5級	看護部長	80,000円
		看護部次長	70,000円
	医療職給料表(3) 4級	看護課長又はこれに相当する職	55,000円
		看護副課長又はこれに相当する職	46,000円
	教育職給料表 5級	校長級社会教育主事、校長級指導主事	75,000円
	教育職給料表 4級	教頭級社会教育主事、教頭級指導主事	70,000円
	教育職給料表 3級又は2級	行政職給料表7級の決定を受けた職員で課長又はこれに相当する職と同等の社会教育主事又は指導主事	58,000円
		上記以外の社会教育主事又は指導主事	45,000円
	※ 55歳を超える管理職（医師を除く）の支給に対して、平成22年12月から△1.5%の減額措置を実施しています。		
	平成24年4月分の支給実績（普通会計）		
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
4,848千円	72人	24.2%	67,332円

休日勤務手当	内 容			
	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）において、正規の勤務時間中の勤務を命ぜられた職員に支給されます。			
	平成24年4月分の支給実績（普通会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
1,032千円	51人	17.2%	20,234円	

地域手当	内 容			
	支給実績（23年度普通会計決算）			0千円
	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			0円
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	0%	0人	無支給地
<p>※ 地域手当（旧調整手当）は、平成18年4月1日から廃止しました。 ただし、派遣等により国又は他の地方公共団体で勤務する職員については、国の制度に準じて地域手当を支給します。</p>				

(2) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料月額等	類似団体における最高/最低額	
給料	市長	980,000円	1,010,000円 / 389,500円
	副市長	794,000円	800,000円 / 526,500円
	(教育長)	695,000円	—
報酬	議長	528,000円	528,000円 / 274,000円
	副議長	449,000円	449,000円 / 234,000円
	議員	409,000円	409,000円 / 220,000円
期末手当	(平成23年度支給割合)		
	市長	6月期	1.90月分
	副市長 (教育長)	12月期	2.05月分
	議長 副議長 議員	計	3.95月分
退職手当	市長	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.41	[支給時期] 任期ごと
	副市長	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.25	[支給時期] 任期ごと
	(教育長)	[算定方式] 給料月額×在職月数（48月を限度）×0.185	[支給時期] 任期ごと

5 公営企業職員等の状況

(1) 水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

(水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 23 年度	1,061,283 千円	93,140 千円	126,364 千円	11.9%
平成 22 年度	1,096,073 千円	91,777 千円	124,241 千円	11.3%

(下水道事業会計)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 23 年度	1,415,594 千円	△261,314 千円	31,234 千円	2.2%
平成 22 年度	1,426,630 千円	△325,509 千円	30,251 千円	2.1%

※ 「総費用」、「総損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の方も含んでいます。

イ 決算Ⅱ

(水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	13人	58,734 千円	8,512 千円	21,229 千円	88,475 千円	6,806 千円	6,350 千円
平成 22年度	13人	58,691 千円	8,401 千円	21,254 千円	88,346 千円	6,796 千円	6,443 千円

(下水道事業会計)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	4人	16,592 千円	3,091 千円	6,022 千円	25,705 千円	6,426 千円	6,311 千円
平成 22年度	4人	16,323 千円	3,348 千円	6,090 千円	25,761 千円	6,440 千円	6,380 千円

※ 1 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度3月31日現在の人数です。

※ 2 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の方も含んでいます。

※ 3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業会計の職員	51.2 歳 (45.4 歳)	373,738 円 (358,043 円)	437,731 円 (528,316 円)
下水道事業会計の職員	47.3 歳 (44.5 歳)	349,525 円 (355,276 円)	445,994 円 (525,167 円)

※ 1 平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額合計額です。

※ 2 () 内は、各事業の市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③ 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

		内 容		
期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当	(平成23年度の支給割合)			
		水道事業会計 下水道事業会計	一 般 会 計	市町村平均 (政令指定都市除く)
	期末手当	2.60月分	左に同じ	-
	勤勉手当	1.35月分		
	計	3.95月分		
	加算措置 の 状 況	職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	左に同じ	-
23年度 支給実績	1人当たり平均支給額 ※ 水道事業会計 1,633千円 下水道事業会計 1,506千円	1人当たり平均支給額 ※ 1,473千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 水道事業 1,492千円 下水道事業 1,469千円	
※ 55歳を超える管理職の支給に対して、平成22年12月期から△1.5%の減額措置を実施しています。				

		内 容		
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。 (水道事業会計)			
		23年度	22年度	
	支給実績	2,530千円	2,037千円	
	職員1人当たり平均支給年額	195千円	146千円	
	(下水道事業会計)			
		23年度	22年度	
	支給実績	976千円	1,521千円	
	職員1人当たり平均支給年額	244千円	380千円	

		内 容			
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されます。				
			配偶者の有無		
			有	無	
	配偶者		13,000円		
	その他の 扶養親族	1人目	6,500円	11,000円	
		2人目以降	6,500円	6,500円	
	※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
	平成24年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
水道事業会計	109千円	7人	53.8%	15,571円	
下水道事業会計	74千円	3人	75.0%	24,500円	

内 容					
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2km以上）に支給されます。				
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）			
	自動車等の利用者	2km以上5km未満			2,000円
		5km以上10km未満			4,100円
		10km以上15km未満			6,500円
		15km以上20km未満			8,900円
		20km以上25km未満			11,300円
		25km以上30km未満			13,700円
		30km以上35km未満			16,100円
		35km以上40km未満			18,500円
		40km以上45km未満			20,900円
		45km以上50km未満			21,800円
		50km以上55km未満			22,700円
		55km以上60km未満			23,600円
60km以上			24,500円		
平成24年4月分の支給実績					
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
水道事業会計	67千円	12人	92.3%	5,600円	
下水道事業会計	27千円	3人	75.0%	8,900円	

内 容				
住 居 手 当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。			
	借家居住者（最高支給限度額）			27,000円
	持家居住者			3,000円
	持家居住者で、新築又は購入後5年間			5,500円
平成24年4月分の支給実績				
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
水道事業会計	81千円	11人	84.6%	7,364円
下水道事業会計	36千円	4人	100.0%	9,000円

内 容					
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。				
	職 種		支 給 額		
	行政職給料表 8級	技監	100,000円		
		部長又はこれに相当する職	95,000円		
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円		
		参事又はこれに相当する職	78,000円		
	行政職給料表 7級	特命課長又はこれに相当する職	73,000円		
		課長又はこれに相当する職	68,000円		
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円		
		主幹又はこれに相当する職	50,000円		
※ 55歳を超える管理職の支給に対して、平成22年12月から△1.5%の減額措置を実施しています。					
平成24年4月分の支給実績					
	支給総額	支給職員数	支給される 職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
水道事業会計	200千円	3人	23.1%	66,652円	
下水道事業会計	68千円	1人	25.0%	68,000円	

内 容					
地 域 手 当	(水道事業会計)				
	支給実績(23年度)			0千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度)			0円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度	
	市内全域	0%	0人	無支給地	
	(下水道事業会計)				
	支給実績(23年度)			0千円	
	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度)			0円	
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度	
	市内全域	0%	0人	無支給地	
※ 地域手当(旧調整手当)は、平成18年4月1日から廃止しました。					

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の改正 (2 km未満廃止、10 km未満引下げ) ・企業手当(特殊勤務手当)の廃止 ・旅費の見直し
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の昇給停止 (標準成績以下)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・調整手当の改正 (手当率6%→5%に引下げ) ・定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し (平均4.5%引下げ) ・55歳を超える職員の昇給抑制 (停止→抑制) ・調整手当(地域手当)の廃止 ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当(水源地管理手当)の廃止
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・勧奨退職時特別昇給の廃止
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し (平均0.2%引下げ) ・現給保障額の引下げ (△0.24%)
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し (平均0.1%引下げ) ・現給保障額の引下げ (△0.17%) ・55歳を超える管理職の給与の減額 (給料、管理職・期末・勤勉手当等△1.5%)
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し (平均0.23%引下げ) ・現給保障額の引下げ (△0.49%)
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障額の半減 ・55歳を超える職員の昇給停止(標準成績以下) (標準成績超は昇給幅縮減) ・昇格時の給料増加額の縮減 ・管理職手当の見直し (主幹の引下げ等)
平成25年度 (平成24年12月 公布分まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障額の廃止 ・住居手当(持家)の廃止

(2) 病院事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 23 年度	3,978,616 千円	△139,327 千円	1,796,651 千円	45.2%
平成 22 年度	3,855,764 千円	△109,917 千円	1,771,899 千円	46.0%

※ 「総費用」、「総損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

イ 決算Ⅱ

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均 (政令指定 都市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	198 人	760,443 千円	348,672 千円	273,139 千円	1,382,254 千円	6,981 千円	6,747 千円
平成 22年度	195 人	751,377 千円	362,056 千円	269,657 千円	1,383,090 千円	7,093 千円	6,803 千円

※ 1 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度 3 月 31 日現在の人数です。

※ 2 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

※ 3 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	46.8 歳 (44.1 歳)	484,294 円 (566,896 円)	1,043,710 円 (1,374,783 円)
看 護 師	34.5 歳 (38.2 歳)	289,732 円 (286,872 円)	344,232 円 (451,054 円)
医 療 技 術 員	42.3 歳	336,393 円	417,019 円
事 務 職 員	44.0 歳 (43.7 歳)	347,329 円 (336,355 円)	492,245 円 (508,794 円)

※ 1 平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額合計額です。

※ 2 () 内は、市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③ 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	内 容			
	(平成23年度の支給割合)			
		病院事業会計	一 般 会 計	市町村平均 (政令指定都市除く)
	期末手当	2.60月分	左に同じ	—
	勤勉手当	1.35月分		
	計	3.95月分		
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	左に同じ	—	
23年度支給実績	1人当たり平均支給額 ※ 1,386千円	1人当たり平均支給額 ※ 1,473千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,326千円	

※ 55歳を超える管理職（医師を除く）の支給に対して、平成22年12月期から△1.5%の減額措置を実施しています。

退職手当	内 容			
	(平成23年4月1日現在)			
		病院事業会計		一 般 会 計
	支給率	自己都合	勸奨・定年	左に同じ
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
	退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし		
平成23年度の支給実績				
支給総額	支給職員数	支給職員1人当たり平均支給額		
92,239千円	15人	6,149千円		

時間外勤務手当	内 容		
	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。		
		病 院 事 業 会 計	
		23年度決算	22年度決算
支給実績	54,504千円	52,593千円	
職員1人当たり平均支給年額	275千円	270千円	

内 容				
特 殊 勤 務 手 当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。			
		平成23年度	平成22年度	
	支給実績	130,862千円	136,554千円	
	支給対象職員数	127人	131人	
	職員全体に占める支給職員の割合	64.1%	67.2%	
	職員1人当たり平均支給年額	1,030,408円	1,042,397円	
	※ 特殊勤務手当は、平成17年度中に見直しを行いました。 その結果、平成18年4月から、医療技術研究手当、汽缶業務手当を廃止しました。			
	※ 特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」（11頁）のとおりです。			
	平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
10,885千円	115人	56.1%	94,652円	

内 容				
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給されます。			
		配偶者の有無		
		有	無	
	配偶者	13,000円		
	その他の 扶養親族	1人目	6,500円	11,000円
		2人目以降	6,500円	6,500円
	※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
	平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,337千円	70人	34.1%	19,093円

内 容				
地 域 手 当	・対象職員：医師のみ ・支給率：15%（平成22年3月まで10%）			
	平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	2,667千円	35人	17.1%	76,200円
	※ 地域手当（旧調整手当）は、医師を除き平成18年4月1日から廃止しました。			

内 容				
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2 km以上）に支給されます。			
	交通機関等の利用者	定期券等の価額（6か月定期）により支給 （1か月当たり55,000円を限度）		
	自動車等の利用者	2 km以上5 km未満	2,000円	
		5 km以上10 km未満	4,100円	
		10 km以上15 km未満	6,500円	
		15 km以上20 km未満	8,900円	
		20 km以上25 km未満	11,300円	
		25 km以上30 km未満	13,700円	
		30 km以上35 km未満	16,100円	
		35 km以上40 km未満	18,500円	
		40 km以上45 km未満	20,900円	
		45 km以上50 km未満	21,800円	
		50 km以上55 km未満	22,700円	
		55 km以上60 km未満	23,600円	
60 km以上	24,500円			
平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額	
1,722千円	176人	85.9%	9,783円※	
※ 交通機関等利用者への通勤手当は、6か月定期の価額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1か月平均の額を4月分に支給したものと計算しています。				

内 容			
住 居 手 当	住宅を借りてその住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。		
	借家居住者（最高支給限度額）	27,000円	
	持家居住者	3,000円	
	持家居住者で、新築又は購入後5年間	5,500円	
平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり 平均支給額
662千円	70人	34.1%	9,457円

内 容			
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。		
	職 種		支 給 額
	行政職給料表 8 級	理事	100,000円
		部長又はこれに相当する職	95,000円
		特命参事又はこれに相当する職	83,000円
		参事又はこれに相当する職	78,000円
	行政職給料表 7 級	特命課長又はこれに相当する職	73,000円
		課長又はこれに相当する職	68,000円
		特命主幹又はこれに相当する職	58,000円
		主幹又はこれに相当する職	50,000円
	医療職給料表(1) 3 級	病院長	120,000円
	医療職給料表(1) 2 級	副院長	100,000円
		部長	90,000円
		医長	60,000円
	医療職給料表(2) 7 級	薬局長、技師室長又はこれに相当する職	75,000円
	医療職給料表(2) 6 級	薬剤長、技師長	60,000円
		副薬剤長、副技師長	50,000円
	医療職給料表(3) 5 級	看護部長	80,000円
看護部次長		70,000円	
医療職給料表(3) 4 級	看護課長又はこれに相当する職	55,000円	
	看護副課長又はこれに相当する職	46,000円	
※ 55歳を超える管理職（医師を除く）の支給に対して、平成22年12月から△1.5%の減額措置を実施しています。			
平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
3,461千円	48人	23.4%	72,104円

内 容				
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給されます。			
	平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額
	1,082千円	84人	41.0%	12,876円

内 容													
宿 日 直 手 当	宿日直勤務をした職員に支給されます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1回当たり支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>看護師（管理職）</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>看護師（非管理職）</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>医療技術職員等</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1回当たり支給額	医師	35,000円	看護師（管理職）	9,000円	看護師（非管理職）	7,000円	医療技術職員等	5,000円	その他の職員	4,200円
	区 分	1回当たり支給額											
	医師	35,000円											
	看護師（管理職）	9,000円											
	看護師（非管理職）	7,000円											
	医療技術職員等	5,000円											
	その他の職員	4,200円											
	平成24年4月分の支給実績（病院事業会計）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>支給される職員の割合</th> <th>支給職員1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,061千円</td> <td>66人</td> <td>32.2%</td> <td>46,371円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額	3,061千円	66人	32.2%	46,371円				
支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員1人当たり平均支給額										
3,061千円	66人	32.2%	46,371円										

④ 給与の抑制措置の取組状況

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の改正（2km未満廃止、10km未満引下げ） ・病院業務手当（特殊勤務手当）の廃止 ・旅費の見直し
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の昇給停止（標準成績以下）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・調整手当の改正（手当率6%→5%に引下げ） ・定年退職時特別昇給の廃止
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員互助会への交付金廃止
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し（平均4.5%引下げ） ・55歳を超える職員の昇給抑制（停止→抑制） ・調整手当（地域手当）の廃止 ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止（主なもの：医療技術研究手当、汽缶業務手当）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・勸奨退職時特別昇給の廃止
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し（平均0.2%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.24%）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し（平均0.1%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.17%） ・55歳を超える管理職の給与の減額（給料、管理職・期末・勤勉手当等△1.5%）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し（平均0.23%引下げ） ・現給保障額の引下げ（△0.49%）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障額の半減 ・55歳を超える職員の昇給停止（標準成績以下）（標準成績超は昇給幅縮減） ・昇格時の給料増加額の縮減 ・管理職手当の見直し（主幹の引下げ等）
平成25年度 （平成24年12月 公布分まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障額の廃止 ・住居手当（持家）の廃止

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

勤務時間	8時45分～17時15分
休憩時間	12時15分～13時00分
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

※ 平成21年4月1日改正

(2) 休暇

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。休暇の概要は次のとおりです。

種類	内容	期間等						
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 【参考】年次有給休暇の取得状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成23年</td> <td>6.9日</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>7.8日</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>7.8日</td> </tr> </table>	平成23年	6.9日	平成22年	7.8日	平成21年	7.8日	1暦年において20日以内
平成23年	6.9日							
平成22年	7.8日							
平成21年	7.8日							
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇	90日以内						
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇（詳細は次ページ「特別休暇の種類」のとおり）	それぞれの休暇に応じた日数・時間						
介護休暇	職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇 【参考】介護休暇の取得状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>0人</td> </tr> </table>	平成23年度	1人	平成22年度	0人	平成21年度	0人	連続する6か月以内
平成23年度	1人							
平成22年度	0人							
平成21年度	0人							
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇	1暦年において30日以内						

特別休暇の種類

種 類	内 容	期 間 等
公民権行使の休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合やむを得ないと認められる場合	必要な期間
官公署出頭の休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合	必要な期間
ド ナ ー 休 暇	骨髄液提供のため検査、入院する場合	必要な期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年 5 日以内
結 婚 休 暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する 5 日以内
産 前 休 暇	出産予定日の 8 週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は、1 4 週間前から)	8 週間 (1 4 週間)
産 後 休 暇	出産の日の翌日から 8 週間	8 週間
保育時間の休暇	生後 1 年未満の子を養育する場合	1 日 2 回各 3 0 分
配偶者出産休暇	男性職員が妻の出産に伴う付添等をする場合	2 日以内
育児参加休暇	男性職員が妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	5 日以内
生 理 休 暇	勤務することが著しく困難な場合	2 日以内
妊 娠 中 の 休 暇	妊産婦である女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
忌 引 休 暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
追 悼 休 暇	父母の追悼をする場合	1 日以内
夏 季 休 暇	7 月から 9 月までの期間内	5 日以内
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合 (該当する子が 2 人以上の場合)	1 暦年 5 日以内 (1 0 日以内)
短期介護休暇	家族である要介護者の介護等をする場合 (要介護者が 2 人以上の場合)	1 暦年 5 日以内 (1 0 日以内)
その他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合等	必要な期間

※ 平成 2 1 年 5 月から、官公署出頭の休暇に裁判員を追加

※ 平成 2 2 年 6 月から、子の看護休暇に該当する子が 2 人以上の場合の 1 0 日以内を追加、短期介護休暇を新設

(3) 育児休業

① 制度の概要

休業の種類	概 要
育 児 休 業	養育する子が 3 歳に達する日まで取得が可能
部 分 休 業	養育する子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で取得が可能

※ 育児休業、部分休業をした期間は、給料等は支払われません。

② 育児休業及び育児のための部分休業の取得者数（平成 2 3 年度）

区 分	取 得 者 数	
育 児 休 業	新たに育児休業をしたもの	1 3 人
	前年度から引き続けているもの	1 1 人
部 分 休 業 した も の	0 人	

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成23年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合など、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（降任、免職、休職、降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件
心身の故障の場合	0件	0件	6件	0件	6件
職に必要な適性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件
職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 懲戒処分（平成23年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合など、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2件	0件	0件	0件	2件

8 服務上の義務

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・ 職務命令等に従う義務
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業等の従事制限
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 争議行為等の禁止

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員が市民の財産となる人材育成を推し進めるため、職員研修を行っています。

本市では、職員研修を人材育成の最も重要な柱であると位置付け、職員の意識改革、能力開発、知識の習得を通して、更なる業務生産性及び市民満足度の向上に努めます。

(1) 職員研修実施状況（平成23年度）

分類	受講対象者	研修内容、目的等	
基本研修	新任職員研修	新規採用職員 (期限付嘱託職員を含む)	地方公務員制度、財政制度、接遇ほか職員として必要な基礎知識の習得を図る。
	階層別研修	行政職 (3級～4級の女性職員)	女性職員の意識を高めるとともに、自分の強みと弱みを理解し、自らのキャリアプランを考えるよう支援する。
	階層別研修	行政職 (4級)	自分に求められる役割やキャリア観を認識することで、自己実現に向け再度モチベーションを高める機会とする。
	階層別研修	行政職 (5級～6級の女性職員)	女性職員が自らの強み・弱みを把握し、キャリアプランを主観的に考えられるように支援する。
	階層別研修	行政職 (7級)	市として高い業務遂行力を有した優秀な人材を育成するため、指導・管理能力を養う。
	階層別研修	行政職 (8級)	現役外交官を迎え、アジア情勢の現状と外国から見た日本の課題について普段とは違った視点の見識を養う。
	臨時職員研修	臨時職員 (一般事務補助員)	執務の心構え、接遇研修ほか必要な基礎知識の習得を図る。
特別研修	人権教育研修	全職員	人権を尊重する明るいまちづくりに主体的に取り組む職員の育成を図る。
	メンタルヘルス研修	全職員	ストレスについてそれぞれの気質ごとのセルフケアを知ること、対処方法を学ぶ。
	市民救命士研修	全職員	心肺蘇生法、止血方法等の応急措置の習得を図り、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を学ぶ。
	法制執務研修	行政職 (1級～3級)	法制執務に必要な知識を習得し、職務を適切に遂行する能力を養成する。
	交通安全研修	全職員	交通情勢の現状と対策について職員に周知させる。
職場研修	交通研修	全職員 (各職場別に実施)	職員の交通事故防止の意識向上を図る。
	職場人権教育研修	全職員 (各職場別に実施)	職場人権教育の徹底を図る。
派遣研修	兵庫県自治研修所	13コース 33人	行政管理能力、法務能力等の習得を図る。 (管理職研修、行政法研修ほか)
	兵庫県	15コース 38人	実務知識の習得を図る。 (徴収事務、財政、栄典事務研修ほか)
	自治大学校	1コース 1人	政策形成能力及び行政管理能力等の習得を図る。
	播磨内陸広域行政協議会	11コース 60人	行政管理能力、実務知識の習得を図る。 (監督職、スキルアップ研修ほか)
	全国市町村国際文化研修所	5コース 5人	専門実務知識の習得を図る。 (固定資産税課税実務ほか)

分 類		受講対象者	研修内容、目的等
派遣研修	市長会	3 コース 3 人	専門実務知識の習得を図る。 (組織の活性化ほか)
	国土交通大学校	1 コース 1 人	専門実務知識の習得を図る。 (観光行政(初任者)研修)
	全国建設研修センター	1 コース 1 人	専門実務知識の習得を図る。 (橋梁設計研修)
	(財)日本経営協会	9 コース 9 人	専門実務知識の習得を図る。 (滞納整理実務入門ほか)
	海外派遣研修	1 コース 1 人	国際的視野に立って行政の遂行ができる能力を養成し、急速な国際化に的確に対応できる職員の育成を図る。
自己啓発	通信教育研修	4 人	自己啓発及び能力開発のために実施する通信教育について費用の一部を助成する。

(2) 小野市研究発表会

本市では、平成16年度から職員が自主研修として、市政に関して研究したことを発表し、その内容、技能を競う「職員研究発表会」を開催していました。

この発表会は、職員の研究能力の向上、説明(プレゼンテーション)能力の向上、参加者の知識の向上を目的として、勤務終了後の時間外に自主参加で開催していましたが、平成23年度からは、職員からの出場や参加だけではなく、市役所の枠を超え「小野市研究発表会」として、市民や企業等の方々にも開かれた発表会に発展しています。

また、参加者も年々増加し、平成23年度も会場が満席となる約280人の参加がありました。



(参考) 小野市研究発表会の実施状況(平成23年度)

- ・実施日 平成23年10月21日(金)
- ・発表件数 5件
- ・参加者 約280名

(3) ハートフルサービス評価制度

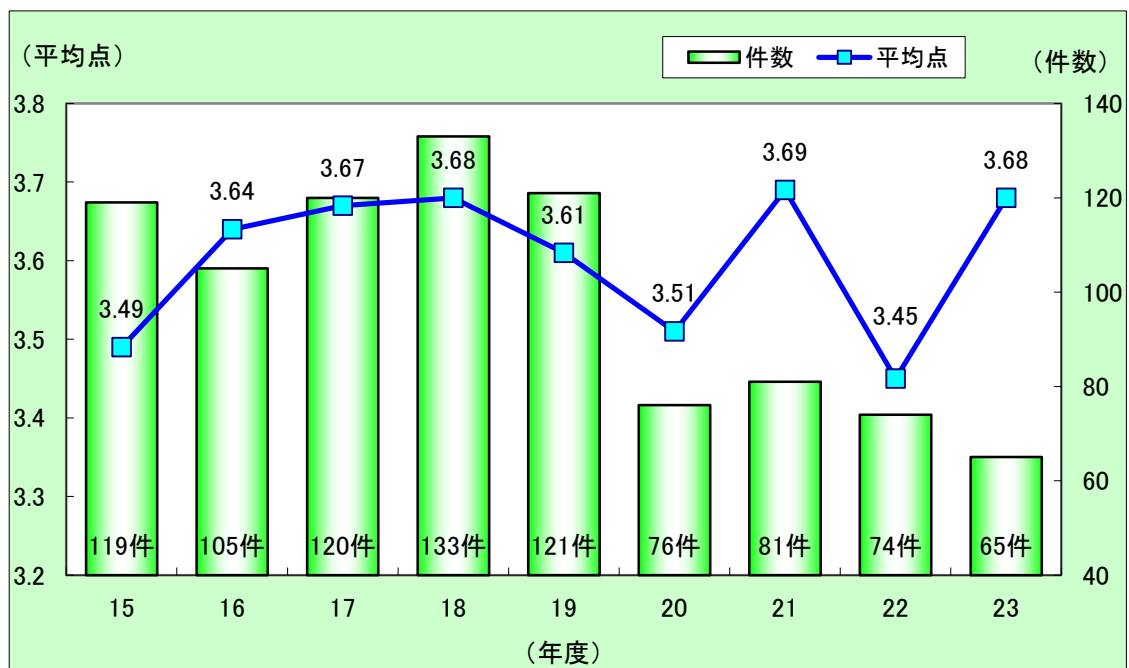
本市では、市役所の行政サービスについて、市民の皆さんに職員の勤務態度等に対する満足度を評価してもらい、より質の高いサービスを目指す、ハートフルサービス評価制度を平成15年10月から実施しています。

この制度は、市職員の窓口対応について、「あいさつ」、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「態度」、「説明の分かりやすさ」、「受付窓口や待合場所の環境」の項目について5点満点で、来庁された方に採点していただくもので、市役所及び関係施設15か所に意見箱を設置しています。

ハートフルサービス評価・各項目別平均点数

年度 項目	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
あいさつ	3.43	3.68	3.62	3.68	3.60	3.52	3.73	3.36	3.64
身だしなみ	3.64	3.77	3.85	3.74	3.77	3.73	3.78	3.66	3.73
言葉づかい	3.49	3.77	3.75	3.69	3.66	3.69	3.76	3.51	3.76
態 度	3.38	3.56	3.57	3.64	3.54	3.39	3.57	3.44	3.57
説 明	3.50	3.47	3.63	3.67	3.56	3.34	3.61	3.36	3.71
環 境	3.50	3.61	3.60	3.64	3.55	3.39	3.69	3.37	3.65
6項目平均	3.49	3.64	3.67	3.68	3.61	3.51	3.69	3.45	3.68
件 数	119件	105件	120件	133件	121件	76件	81件	74件	65件

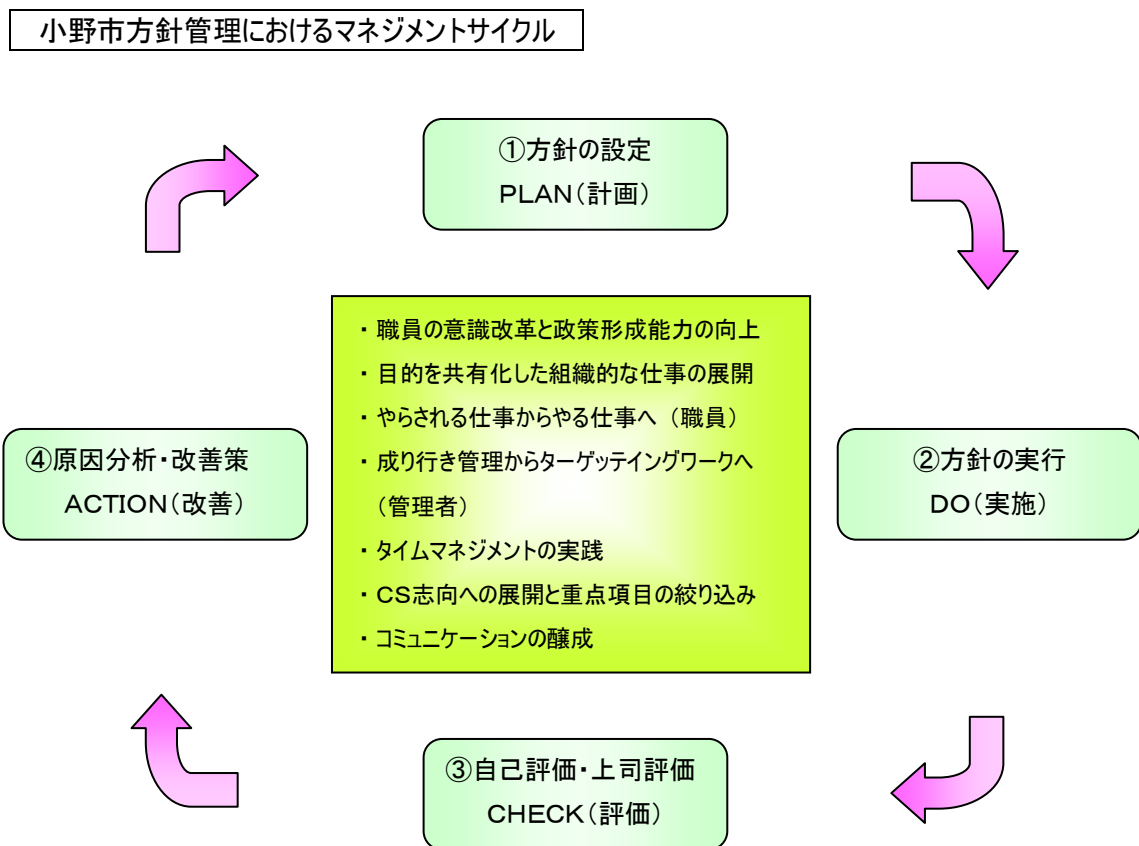
ハートフルサービス項目別平均点数の推移



(4) 勤務成績の評定の状況

本市では、業績評価（業績評価とは、「目標による管理」を踏まえ、業務目標に対する達成度を評価することです。）の一つとして、平成12年度から「方針管理制度」を導入しています。

この制度は、住民志向で成果重視の効率的で効果的な行政運営を行うため、各部門の各職種において、上位方針を受け、達成目標、実施項目、期限を定め、Plan Do Check Action のマネジメントサイクルを回して、方針（目標）の結果とプロセスを評価するものです。



また、業績評価以外の評価制度として、個々の職員の能力（知識、思考力、対人能力等）の発揮状況の評価する能力評価も導入しており、全職員を対象に実施しています。

給与への勤務成績の反映状況

小野市では、他の自治体に先駆けて、職員が業務向上等に努力した結果を適切に評価し、その努力に応える方法として、面談を取り入れた「新たな人事評価制度」を導入しています。

① 勤勉手当（成績率）への反映状況（平成24年度）

区 分	24年6月期		24年12月期	
	成績率	人数（割合）	成績率	人数（割合）
特に優秀	83.5/100	2人（0.4%）	83.5/100	6人（1.1%）
優秀	74.0/100	235人（44.2%）	74.0/100	236人（44.7%）
良好（標準）	64.5/100	295人（55.5%）	64.5/100	282人（53.4%）
良好（標準）未満	64.5/100 未満	0人（0.0%）	64.5/100 未満	4人（0.8%）

※1 カッコ内は、各成績区分の分布割合です。

※2 成績率の導入に伴い、平成13年12月期から方針管理制度による業績評価を反映させるため、勤勉手当に導入していたインセンティブ給（動機付けとなる刺激給）は廃止しました。

※3 平成20年12月期からは、新たに技能労務職にも勤勉手当成績率を導入し、全職種で能力成果主義への移行を図りました。

② 昇給への反映状況（平成24年4月）一般行政職

区 分	課長級以上				課長級未満			
	55歳以上		55歳未満		55歳以上		55歳未満	
	昇給	人数（割合）	昇給	人数（割合）	昇給	人数（割合）	昇給	人数（割合）
極めて良好	4号以上	3人（8.6%）	8号以上	3人（10.3%）	4号以上	0人（0.0%）	8号以上	0人（0.0%）
特に良好	3号	12人（34.3%）	6号	7人（24.1%）	3号	0人（0.0%）	6号	0人（0.0%）
良好（標準）	2号	19人（54.3%）	3号	19人（65.5%）	2号	9人（100.0%）	4号	157人（97.5%）
やや良好でない	1号	1人（2.9%）	2号	0人（0.0%）	1号	0人（0.0%）	2号	3人（1.9%）
良好でない	昇給なし	0人（0.0%）	昇給なし	0人（0.0%）	昇給なし	0人（0.0%）	昇給なし	1人（0.6%）

※1 カッコ内は、各昇給区分の分布割合です。

※2 毎年4月1日に前年度の勤務実績及び処分実績等により、上記昇給区分に応じた昇給を行います。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項目	受診者	
	平成23年度	平成22年度
定期健康診断	540人	546人

(2) 公務災害の状況

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。

項目	件数	
	平成23年度	平成22年度
公務災害発生件数	5件	1件
通勤災害発生件数	0件	0件

(3) 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小野市職員互助会を設置しています。職員互助会は、会員相互の福利厚生や研修・親睦を図ることを目的に事業を行っています。

なお、他の自治体では職員の会費及び市の交付金で互助会の運営を行っていますが、本市では職員の会費のみで職員互助会の運営を行っています。

小野市職員互助会が行う事業は次のとおりです。

種類	事業内容
共済給付事業	結婚、出産、死亡などの慶弔給付、その他被災したときや退職したときなどの給付
福利厚生事業	レクリエーション事業、サークル助成事業など会員の研修・親睦に必要と認められる助成事業
貸付事業	職員が資金を必要とするときの貸付

(4) 利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な職務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保証を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。

平成23年度においては、「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。

1 1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用は、競争試験により行っています。平成23年度及び平成24年度途中までに実施した採用試験の結果及び内容はそれぞれ次のとおりです。

(1) 平成23年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事 務 職 員	一般	73	65	20	5	13.0
	社会人経験者	76	72	12	4	18.0
消 防 職 員		18	17	3	1	17.0
社 会 福 祉 士		4	4	1	1	4.0
看 護 師	7/23 実施	7	6	—	6	1.1
	9/24 実施	4	4	—	4	
	11/24 実施	4	4	—	4	
	2/9 実施	2	2	—	1	
期 限 付 嘱 託 職 員		37	34	21	11	3.1

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事 務 職 員 (一 般) (社会人経験者)	実施日：7月24日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：9月10日(土)(一般) 9月4日(日)(社会人) 内 容：面接試験
消 防 職	実施日：7月24日(日) 内 容：教養試験(択一式)、 適性検査、作文試験	実施日：9月4日(日) 内 容：面接試験 ----- 実施日：9月5日(月) 内 容：体力検査
社 会 福 祉 士	実施日：11月29日(火) 内 容：教養試験(択一式)、 専門試験(論述式)、 適性検査、作文試験	実施日：12月22日(木) 内 容：面接試験
看 護 師	実施日：7月23日(土) 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：9月24日(土) 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：11月24日(木) 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：2月9日(木) 内 容：面接試験、作文試験	—
期 限 付 嘱 託 職 員	実施日：10月2日(日) 内 容：適性検査、作文試験、 パソコン検査	実施日：11月6日(日) 内 容：面接試験

(2) 平成24年度実施の採用試験

① 採用試験実施結果

職 種		申込者数	受験者数 A	1次合格者数	最終合格者数 B	倍 率 A/B
事務 職員	一般	54	45	21	7	6.4
	社会人経験者	51	44	6	3	14.7
社会福祉士		7	7	3	1	7.0
保健師		5	5	3	1	5.0
技術職員（土木）		5	3	3	1	3.0
消防職員		39	32	8	2	16.0
看護 師	4/26実施	1	1	—	1	1.1
	6/28実施	3	3	—	3	
	8/23実施	5	5	—	4	
	12/3実施	1	1	—	1	
期限付 嘱託職員	10/14実施	21	20	17	9	2.5
	3/8実施	9	8	—	2	

② 採用試験の内容

職 種	1次試験	2次試験
事務職員 （一般） （社会人経験者）	実施日：7月21日（土） 7月22日（日） 内 容：面接試験、 教養試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：9月1日（土）（一般） 9月2日（日）（社会人） 内 容：面接試験
社会福祉士	実施日：7月22日（日） 内 容：教養試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：9月2日（日） 内 容：面接試験
保健師	実施日：7月22日（日） 内 容：教養試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：9月1日（土） 内 容：面接試験
技術職員 （土木）	実施日：7月22日（日） 内 容：専門試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：9月2日（日） 内 容：面接試験
消防職	実施日：7月22日（日） 内 容：教養試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：9月2日（日） 内 容：面接試験 ----- 実施日：9月3日（月） 内 容：体力検査
看護 師	実施日：4月26日（木） 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：6月28日（木） 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：8月23日（木） 内 容：面接試験、作文試験	—
	実施日：12月3日（月） 内 容：面接試験、作文試験	—
期限付 嘱託職員	実施日：10月14日（日） 内 容：教養試験（択一式）、 適性検査、作文試験	実施日：11月10日（土） 内 容：面接試験
	実施日：3月8日（金） 内 容：面接試験、 適性検査、作文試験	—